

重要事項説明書
上市老人保健施設つるぎの庭のご案内
(令和7年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 上市老人保健施設つるぎの庭
- ・開設年月日 平成10年4月1日
- ・所在地 富山県中新川郡上市町森尻704
- ・電話番号 076-473-0070 ファックス番号 076-473-3300
- ・管理者名 施設長 山本 典子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1651680017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[上市老人保健施設つるぎの庭の運営方針]

- 「1 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める—介護老人福祉施設または、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。」
- 「2 医療と福祉の機能を十分備えた位置付けにおける処遇を行う。
医療面の偏重(過剰医療、過小医療)を避け、生活援助の立場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。」

(3) 施設の職員体制

	職員数	業務内容
医師	1. 3人以上	利用者の健康管理及び医療の適切なる処置
看護職員	12人以上	利用者の保健衛生並びに看護業務
薬剤師	0. 44(非常勤)	利用者の薬剤管理並びに服薬指導
介護職員	32人以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
支援相談員	1. 3人以上	利用者等に対する相談業務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1. 3人以上	利用者等に対する理学療法業務・作業療法業務・言語療法業務
管理栄養士	1人以上	利用者等に対する栄養指導、栄養管理業務
歯科衛生士	適当数	利用者等に対する口腔ケア指導、口腔ケア管理業務
介護支援専門員	2人以上	利用者等に対する施設サービス計画作成等の業務

事務職員	適当数	事務の処理
その他	適当数	運転業務、営繕

- (4) 入所定員等 定員 130名 (うち認知症専門棟 50名)
療養室 (一般棟) 1人室 12室、 2人室 4室、 4人室 15室
(専門棟) 1人室 6室、 4人室 11室
- (5) 通所定員 60名
- (6) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間
①毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
②営業日の午前8時30分から午後5時15分を営業時間とする。
- (7) 通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域
上市町・立山町・舟橋村
- (8) 訪問リハビリテーション定員 10名
- (9) 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間
①毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
②営業日の午前8時30分から午後5時15分を営業時間とする。
- (10) 訪問リハビリテーションの通常の事業の実施地域
上市町・立山町・舟橋村

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ⑤ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7：30～ 8：30
昼食 12：00～13：00
夕食 18：00～19：00
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月1回）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他
*これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関名

名 称 かみいち総合病院
住 所 富山県中新川郡上市町法音寺 51

名 称 富山西総合病院
住 所 富山県富山市婦中町下轡田 1019

・協力歯科医療機関名

名 称 小森歯科医院
住 所 富山県中新川郡上市町柳町 20

* 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用申し込み及び希望表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。また緊急時には必ず連絡が取れる連絡先（携帯電話・勤務先電話等）をご記入下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 面会

面会時間は、感染症の流行状況等に応じて変更しますので、施設に確認願います。また、面会時には、面会用紙に記入願います。

・ 外出、外泊

介護老人保健施設は家庭復帰を目的としていますので、家族の皆様と関わりを持っていただくために外出、外泊をお勧めします。

ただし、感染症の流行状況等により、実施に一部制限を設ける場合がございますので、事前にご相談ください。

・ 所持品・備品等の持ち込み

所持品、備品の持ち込みは施設にご相談ください。

・ 金銭・貴重品の管理

金銭、貴重品はご家族の方が保管してください。

・ 外泊時等の施設外での受診

入所中の医学管理は当施設の医師、看護師が行い、薬の服用が必要な利用者には当施設より投薬いたしますので、外出または外泊時における病院、診療所への受診や薬をもらう場合は、事前にご相談ください。

・ 飲食物の持ち込み

衛生面や感染症（食中毒）の予防、誤嚥の危険のある利用者や健康管理上の問題がある利用者もおられますので、原則禁止となっています。

・ 喫煙

当施設内、敷地内で喫煙することは、禁止となっています。

5. 非常災害対策

・ 防災設備 消火器、消火栓、火災報知器、火災通報設備、非常放送設備、スプリンクラー

・ 防火防災訓練 年2回

・ 事業継続訓練 年2回以上（災害・感染症）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 076-473-0070)

- ・ 苦情解決責任者 施設長 山本 典子
- ・ 苦情相談担当 支援相談員
- ・ 受付時間 月曜日 ~ 土曜日、8:30 ~ 17:15

また、要望や苦情等も、支援相談担当者(丹下・矢野・大嶋)または担当介護支援専門員(碓井・島田・渡邊)にお寄せいただくか、備え付けの「ご意見箱」をご利用ください。要望や苦情は、苦情委員会にて速やかに対応し、相談者に回答致します。

本委員会は、利用者または家族等の①サービス内容に対する苦情②職員、施設に対する苦情③その他相談事を検討・討議し職員に伝達指導を行います。

【その他の苦情等申立先】

富山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情窓口：電話 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会：電話 076-432-3280

中新川広域行政事務組合介護保険課：電話 076-464-1316

上市町福祉課：電話 076-472-1111

立山町健康福祉課：電話 076-462-9958

舟橋村生活環境課：電話 076-464-1121

滑川市福祉介護課：電話 076-475-2111

富山市介護保険課：電話 076-443-2041~2043

魚津市社会福祉課：電話 0765-23-1148

新川地域介護保険組合：電話 0765-57-3303

黒部市福祉課：電話 0765-54-2111

入善町健康福祉課：電話 0765-72-1100

朝日町福祉課：電話 0765-83-1100

8. 事故が発生した場合の対応

- ① 事故発生時には、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。
- ② 速やかに県、市町村、利用者一(の)の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況を説明し、事故に至る経緯・経過・原因等を分析し事故防止対策を検討します。
- ③ サービス提供等により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。-

1. 介護保険証の確認

利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護

施設サービス計画に基づいて実施します。

◇リハビリテーション

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。またリハビリテーション実施計画書に基づいて提供されます。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。また、ご利用者一人ひとりに応じた栄養ケア計画に基づいて提供されます。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険制度内の1日あたりの自己負担分です。なお、負担割合は介護保険負担割合証に基づいて請求させていただきます。

①施設利用料

・多床室施設利用料

【基本型】	1割	2割	3割	【在宅強化型】	1割	2割	3割
要介護1	793円	1,586円	2,379円	要介護1	871円	1,742円	2,613円
要介護2	843円	1,686円	2,529円	要介護2	947円	1,894円	2,841円
要介護3	908円	1,816円	2,724円	要介護3	1,014円	2,028円	3,042円
要介護4	961円	1,922円	2,883円	要介護4	1,072円	2,144円	3,216円
要介護5	1,012円	2,024円	3,036円	要介護5	1,125円	2,250円	3,375円

・従来型個室施設利用料

【基本型】	1割	2割	3割	【在宅強化型】	1割	2割	3割
要介護1	717円	1,434円	2,151円	要介護1	788円	1,576円	2,364円
要介護2	763円	1,526円	2,289円	要介護2	863円	1,726円	2,589円
要介護3	828円	1,656円	2,484円	要介護3	928円	1,856円	2,784円
要介護4	883円	1,766円	2,649円	要介護4	985円	1,970円	2,955円
要介護5	932円	1,864円	2,796円	要介護5	1,040円	2,080円	3,120円

	1割	2割	3割
②夜勤職員配置加算（20名に1名以上の夜勤職員）	24 円/日	48 円/日	72 円/日
③初期加算（入所後30日間）			
* 初期加算（Ⅰ） 急性期医療を担う病院に入院後30日以内に退院し入所	60 円/日	120 円/日	180 円/日
* 初期加算（Ⅱ）（Ⅰ）の条件を満たさない場合	30 円/日	60 円/日	90 円/日
④認知症ケア加算（認知症専門棟で入所された場合）	76 円/日	152 円/日	228 円/日
⑤外泊時費用（1月に6日を限度として）			
* 外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて	362 円/日	724 円/日	1,086 円/日
* 介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合 （退所が見込まれるものをその居宅において試行的に退所させた場合）	800 円/日	1,600 円/日	2,400 円/日
⑥リハビリテーションに関する加算			
* 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） （入所から3月以内、毎月厚生労働省へ情報提供した場合）	258 円/日	516 円/日	774 円/日
* 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（入所から3月以内）	200 円/日	400 円/日	600 円/日
* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） （退所後生活する場所を訪問し、生活環境に合わせたリハビリテーションを実施。入所から3月以内、1週に3日を限度。認知症高齢者に限る）	240 円/日	480 円/日	720 円/日
* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） （入所から3月以内、1週に3日を限度。認知症高齢者に限る）	120 円/日	240 円/日	360 円/日
* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） （口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用した場合）	53 円/月	106 円/月	159 円/月
* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） （リハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用した場合）	33 円/月	66 円/月	99 円/月
⑦栄養管理に関する加算	1割	2割	3割
* 栄養マネジメント強化加算 （栄養ケア計画に基づき栄養管理を行い、その情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用した場合）	11 円/日	22 円/日	33 円/日
* 退所時栄養情報連携加算 （入所中に厚生労働省が定める特別食を提供していた場合、又は低栄養状態があると医師が判断した利用者が退所した場合、退所先の医療機関等に対して情報提供を行った場合。1月に1度を限度）	70 円/回	140 円/回	210 円/回
* 再入所時栄養連携加算 （医療機関から再入所する際、厚生労働省が定める特別食等を提供する必要がある場合、切れ目なくサービス提供するために情報共有する）	200 円/回	400 円/回	600 円/回
⑧療養食加算 （医師の指示による療養食の提供。1日につき3回を限度）	6 円/食	12 円/食	18 円/食
⑨経口移行加算	28 円/日	56 円/日	84 円/日

⑩経口維持加算	1割	2割	3割
*経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月
*経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月	200 円/月	300 円/月
⑪口腔衛生に関する加算			
*口腔衛生管理加算(Ⅰ)(歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合)	90 円/月	180 円/月	270 円/月
*口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円/月	220 円/月	330 円/月
(上記(2)の要件と口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用した場合)			
⑫ターミナルケア加算	1割	2割	3割
*死亡日以前31日以上45日以下	72 円/日	144 円/日	216 円/日
*死亡日以前4日以上30日以下	160 円/日	320 円/日	480 円/日
*死亡日前日及び前々日	910 円/日	1,820 円/日	2,730 円/日
*死亡日	1,900 円/日	3,800 円/日	5,700 円/日
⑬かかりつけ医連携薬剤調整加算	1割	2割	3割
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(イ)	140 円/回	280 円/回	420 円/回
(入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、入所後1月以内に、かかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることを説明、合意を得た場合)			
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(ロ)	70 円/回	140 円/回	210 円/回
(入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、且つ療養上必要な指導を行った場合)			
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240 円/回	480 円/回	720 円/回
(上記(Ⅰ)を算定し、且つ服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を有効活用した場合)			
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100 円/回	200 円/回	300 円/回
(上記(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、且つ6種類以上の内服薬が処方されている入所者に対し、施設医師とかかりつけ医が連携、総合的に評価・調整し、退所時に内服薬が1種類以上減少した場合)			
⑭褥瘡マネジメント加算(継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合)	1割	2割	3割
*褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円/月	6 円/月	9 円/月
(褥瘡が発生するリスクがあると評価された利用者に対し、褥瘡ケア計画を作成し見直し、評価を行い、厚生労働省に提出し、情報を活用した場合)			
*褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円/月	26 円/月	39 円/月
(上記(Ⅰ)の要件、且つ褥瘡の発生が発生が無い場合)			
⑮排せつ支援加算(継続的に入所者ごとの排泄に係る支援をした場合)	1割	2割	3割
*排せつ支援加算(Ⅰ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月
(排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合)			
*排せつ支援加算(Ⅱ)	15 円/月	30 円/月	45 円/月
(上記(Ⅰ)の要件と排尿・排便状態の改善、又はおむつ使用からおむつ使用なしに改善した場合。入所時に尿道カテーテルが留置されていたが抜去された場合)			
*排せつ支援加算(Ⅲ)	20 円/月	40 円/月	60 円/月
(上記(Ⅰ)の要件と排尿・排便状態の改善、且つ、おむつ使用からおむつ使用なしに改善した場合)			

	1割	2割	3割
⑯自立支援促進加算 (医師が入所者ごとに医学的評価を入所時に行い、支援計画策定に係る定期検討会議に参加し、且つその医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、情報を有効活用した場合)	300 円/月	600 円/月	900 円/月
⑰科学的介護推進体制加算	1割	2割	3割
*科学的介護推進体制加算(I) (利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合)	40 円/月	80 円/月	120 円/月
*科学的介護推進体制加算(II) (上記(I)に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合)	60 円/月	120 円/月	180 円/月
⑱安全対策体制加算 (事故の発生又は再発防止に努めている場合。入所時に1回)	20 円/回	40 円/回	60 円/回
⑲在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1割	2割	3割
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)(基本型で在宅復帰基準に適合)	51 円/日	102 円/日	153 円/日
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)(在宅強化型で在宅復帰基準に適合)	51 円/日	102 円/日	153 円/日
⑳連携、指導等を行った場合は、下記料金が加算されます。			
*入所前後訪問指導加算(I)	450 円/回	900 円/回	1,350 円/回
*入所前後訪問指導加算(II)	480 円/回	960 円/回	1,440 円/回
*入退所前連携加算(I) (入所前後30日以内に退所後利用希望する居宅介護支援事業所と連携し、退所後のサービスの利用方針を定めた場合)	600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回
*入退所前連携加算(II) (上記(I)に診療状況を含めた文章を添えて情報提供をし、退所後のサービスの調整を行った場合)	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回
*試行的退所時指導加算	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回
*退所時情報提供加算(I) (居宅へ退所し、主治医へ文書で情報提供した場合)	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回
*退所時情報提供加算(II) (医療機関へ入院退所し、その医療機関へ文書で情報提供した場合)	250 円/回	500 円/回	750 円/回
*訪問看護指示加算	300 円/回	600 円/回	900 円/回
㉑協力医療機関連携加算	1割	2割	3割
*協力医療機関連携加算(I) (協力医療機関先が、昼夜問わず相談・診療・入院が可能である病院である場合)	50 円/月	100 円/月	150 円/月
*協力医療機関連携加算(II) (上記(I)の条件を満たさない協力医療機関先の場合)	5 円/月	10 円/月	15 円/月
㉒高齢者施設等感染対策向上加算	1割	2割	3割
*高齢者施設等感染対策向上加算(I) (第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している場合)	10 円/月	20 円/月	30 円/月
*高齢者施設等感染対策向上加算(II) (診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合)	5 円/月	10 円/月	15 円/月

	1割	2割	3割
㉓新興感染症等施設療養費（月に1回、連続する5日を限度）	240 円/日	480 円/日	720 円/日
（新興感染症が発生した場合に、適切な措置を行いながら、介護サービスを継続した場合）			
㉔生産性向上推進体制加算	1割	2割	3割
*生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月	200 円/月	300 円/月
（生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たしつつ、見守り機器を複数台導入し、且つ職員間の業務役割分担への取組を行っている）			
*生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	20 円/月	30 円/月
（見守り機器等のテクノロジーを導入し、その成果について1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータ提供を行っている場合）			
㉕その他の加算			
*緊急時施設療養費	1割	2割	3割
1）緊急時治療管理（月1回/連続する3日）	518 円/日	1,036 円/日	1,554 円/日
2）特定治療 診療報酬点数による			
*所定疾患施設療養費	1割	2割	3割
（肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪のいずれかに該当する治療を行った場合/月1回）			
（1）所定疾患施設療養費（Ⅰ）※連続する7日を限度	239 円/日	478 円/日	717 円/日
（2）所定疾患施設療養費（Ⅱ）※連続する10日を限度	480 円/日	960 円/日	1,440 円/日
（施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合）			
*認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所から7日）	200 円/日	400 円/日	600 円/日
*若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	240 円/日	360 円/日
㉖サービス提供体制強化加算			
*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円/日	44 円/日	66 円/日
（介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上又は10年以上の介護福祉士が35%以上）			
*サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円/日	36 円/日	54 円/日
（介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上）			
㉗介護職員等処遇改善加算			
基準に適合した介護職員等への賃金改善をしている場合。			
介護報酬総単位数（①～㉖の各料金の総額）×7.5%（1円未満の端数四捨五入）			

(2) その他の料金

① 居住費（1日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	430円	437円
従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円

* 外出・外泊時にも居住費が加算されます。

* ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限になります。

- ② 個室使用料（1日あたり）
- | | |
|------|--------|
| 個室A | 1,650円 |
| 個室B | 1,100円 |
| 2人部屋 | 550円 |

③ 食費（1日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,360円	2,080円

* 食材料費及び調理費が含まれています。

* ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限になります。

- ④ 教養娯楽費（個別に選択した行事やクラブ活動における参加費、材料費など） 実費
- ⑤ 理美容代 実費（2,200円～6,500円程度。別途資料をご覧ください。）
- ⑥ その他（別紙3をご覧ください。）

(3) 支払方法

・毎月10日頃までに前月分の請求書を発行し、所定の方法により交付します。お支払いいただきますと所定の方法により領収書を交付します。

・支払い方法は、話し合いの上、双方合意の方法によります。

①金融機関口座自動引き落としの場合は、毎月17日に引き落としいたします。

②その他の場合は、その月の末日までにお支払い下さい。